

○伊達市総合計画審議会条例

平成18年 9 月22日 条例第246号

伊達市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊達市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊達市総合計画に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 伊達市の区域内の公共的団体等の役員又は職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。